
種別 : 個人
役職 : 公認会計士
氏名 : 小豆澤信也

質問1について

“本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受け取る労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。”

同意致しません。理由は下記のとおりであります。

いわゆる有償ストックオプションについて、権利確定条件付きであったとしても役員に対する有償ストックオプションが、現状の実務及び法解釈において報酬ではなく投資の性質として役員報酬に含まれないと解されています。

このような実務及び法解釈の整理が行われていない現状で、会計のみが“報酬としての性格を持つ”と断定することは、

会社法や税法との関係で混乱を招く虞があり、まずは法解釈の統一を図ることが先決と考えるためであります。